ＡＣ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＤ　当該道県がＡＣに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とする。

ＡＥ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＦ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＧ　当該道県がＡＦに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

ＡＨ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＩ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＪ　当該道県がＡＩに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

ＡＫ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＬ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＭ　当該道県がＡＬに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.005に満たないときは0.005とする。

ＡＮ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＯ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＰ　当該道県がＡＯに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

ＡＱ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＲ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＳ　当該道県がＡＲに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

(2)　法人事業税　次の算式により算定した額

算式

Σ（Ａ×Ｂ）＋Σ｛Ｃ×（Ｄ－Ｅ）｝＋Σ（Ｆ×Ｇ）＋Σ｛Ｈ×（Ｉ－Ｊ）｝＋Σ（Ｋ×Ｌ×0.9）＋Σ｛Ｍ×（Ｎ－Ｏ）｝＋Σ（Ｐ×Ｑ×0.9）＋Σ｛Ｒ×（Ｓ－Ｔ）｝＋Σ（Ｕ×Ｖ×0.75）＋Σ｛Ｗ×（Ｘ－Ｙ）｝＋Σ（Ｚ×ＡＡ×0.75）＋Σ｛ＡＢ×（ＡＣ－ＡＤ）｝＋Σ（ＡＥ×ＡＦ）＋Σ｛ＡＧ×（ＡＨ－ＡＩ）｝＋Σ（ＡＪ×ＡＫ）＋Σ｛ＡＬ×（ＡＭ－ＡＮ）｝＋Σ（ＡＯ×ＡＰ×0.9）＋Σ｛ＡＱ×（ＡＲ－ＡＳ）｝＋Σ（ＡＴ×ＡＵ×0.9）＋Σ｛ＡＶ×（ＡＷ－ＡＸ）｝

算式の符号

Ａ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｂ　Ａに係る標準税率

Ｃ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｄ　Ｃに係る標準税率

Ｅ　当該道県がＣに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

Ｆ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｇ　Ｆに係る標準税率

Ｈ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　Ｈに係る標準税率

Ｊ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

Ｋ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）